

編集発行
釧路市総合政策部市民協働推進課
〒085-8505 黒金町7-5
TEL 31-4504 FAX 23-5220
URL ホームページアドレス
<http://www.city.kushiro.lg.jp/>
☐ メールアドレス
shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp/



みんなで考えよう、まちづくりの基本ルール

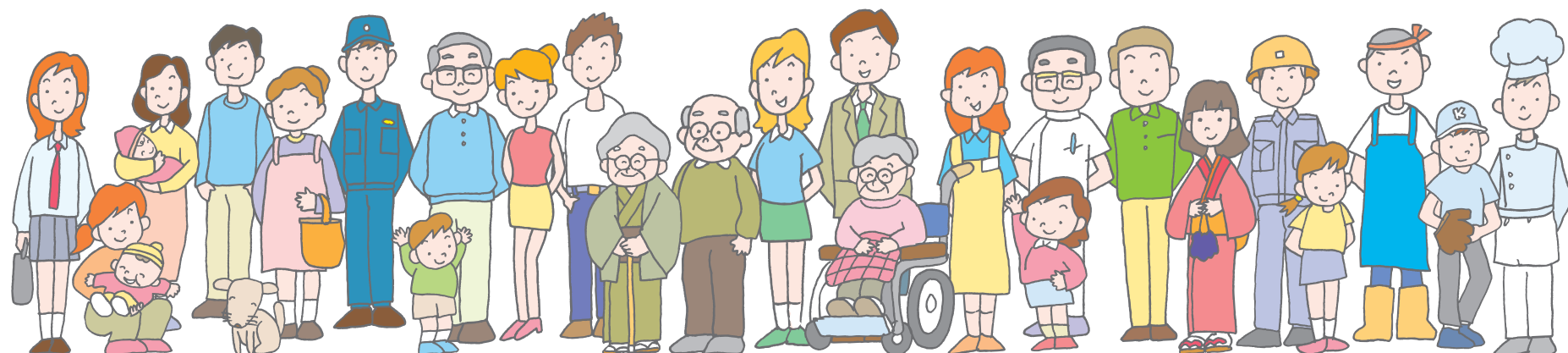
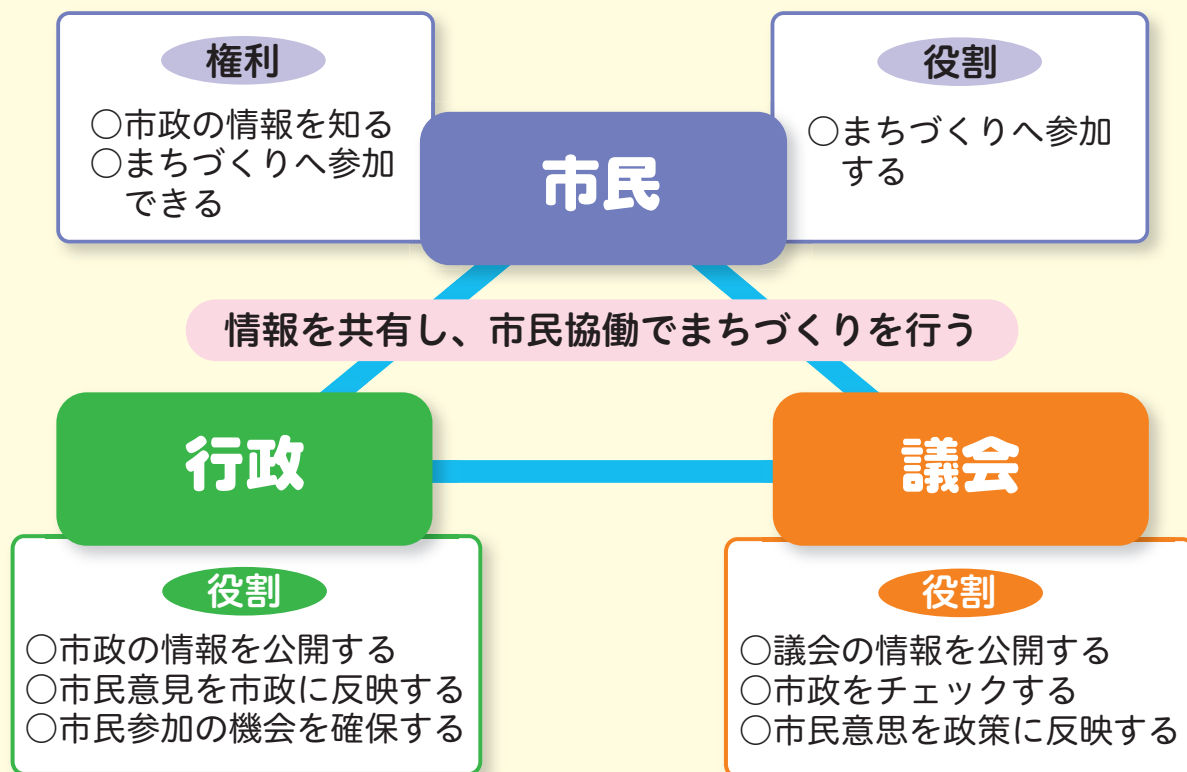
(仮称)釧路市自治基本条例の検討について

自治基本条例とは、地域課題の対応やまちづくりについて、誰がどんな役割を担い、どのように取り組んでいくかを定めたもので、まちづくりの理念とそれを実現するための基本ルールを定めた条例であることから“自治体の憲法”とも呼ばれます。

自治体ごとに、目指すまちづくりは異なるため、盛り込む内容も明確な基準があるわけではありませんが、平成13年にニセコ町が全国に先駆けて制定し、現在は全国で約260自治体、道内でも約50自治体で制定されています。

釧路市においても、昨年度から（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会を設置し、自治基本条例についての検討を積み重ねています。

一般的な自治基本条例のイメージ



※詳しくは2ページに続きます。

2013

5

May No.91

広報くしろ

平成25年5月1日発行

- 1P 特集
みんなで考えよう、まちづくりの基本ルール
- 2P ●(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会の取り組み
●市長から皆さんにお伝えしたい vol.18「市民力こそが市民協働によるまちづくりの原動力」
- 3P ●市民が気軽に集える自由空間 釧路市民活動センターわっと
- 4P ●春の動物園まつり開催中!
●くしろチューリップ&花フェア
- 5P ●春のおでかけガイド
●住宅エコリフォーム補助制度のお知らせ
- 6P ●何かお困りのことはありませんか? 民生委員児童委員に相談してみませんか?
●収納事務と徴収事務委託のお知らせ
- 7P ●特定健康診査受診券を発送しました
- 8P 市からのお知らせ
- 12P ●財政の豆知識「焦点」
●みんなの掲示板
- 13P ●シリーズ「社会全体で考える子どもたちの未来」
●まちの記憶ふるさと FOCUS
- 14P 生涯学習ガイド
- 16P ●わがまちいいとこ写真コンテスト 作品募集中!
●鳥取市名産品親子料理教室
●「元気な釧路創造交付金」提案事業を募集します

ラジオ広報

FMくしろ 放送番組 76.1MHz

「市役所からこんにちは」

市政情報、イベントなどを紹介します。
市長出演日 5月27日(月)

毎週月曜日 10:05 ~ 10:20

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会の取り組み



問合せ先 市役所都市経営課企画担当（☎31-4502）

平成24年7月から（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会で自治基本条例についての検討を行っています。

市民協働の観点から、団体推薦や市民公募等さまざまな分野から11人の皆さんに検討委員としてご参加いただいています。
〈平成24年度は5回開催〉

検討の方法

専門家の講演や他都市の事例学習の後、自治基本条例を検討する上で重要な5つのテーマについて、釧路市の具体的な事業を題材に、意見交換を行いました。

自治基本条例を考えるための5つのテーマ

情報公開

市民参加

予算編成

権力の統制

大きな争点
となる政策

実際の事業を題材に意見交換



くしろ港まつり



MOOフィットネスセンター

検討委員の主な意見

条例の主要素である「市民参加」「情報共有」については重要であるとの意見が多く出ました。一方で、条例そのものの必要性については、さまざまな意見が出ています。

- これからのまちづくりには一層の市民参加が必要で、そのためには適切な情報公開・情報共有が必要。
- 市民参加や情報共有のためには、媒介となる地域コミュニティの存在が不可欠。
- 自治基本条例は必要だと思うが、条例についての市民意識を高めることこそが重要ではないか。
- 自治基本条例を作るべきかどうかは、条例の中身に照らしてもう少し議論を深めたい。
- 『市民と協働するまちづくり推進指針』の周知・実践こそが大事で、自治基本条例の必要性には疑問を感じる。

今後の検討について

平成25年2月の第5回検討委員会で中間まとめと平成25年度の検討方針を確認しました。この方針に沿って平成25年度も検討を継続していきます。

- 広く市民の皆さんにも自治基本条例について知っていただけるよう、条例に関しての情報公開を充実させる。
- 検討委員会では重要な条項を中心に検討を進め、自治基本条例の議論の熟度を高める。

ここでご紹介しきれない検討委員会の詳しい内容は、市ホームページでご覧いただけます。

検討委員会の開催案内や結果を随時掲載する予定です。

釧路 自治基本条例

検索

市長から皆さんにお伝えしたい vol. 18

「市民力こそが市民協働によるまちづくりの原動力」

これまで地方自治体は、政策面や財政面で大きく国に依存したまちづくりが行われてきた傾向にありますが、「地域のことは地域の住民が考え、地域の住民が決めていく」という地域主権型社会への転換が求められています。

さらに少子高齢化の進行、市民ニーズや価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような変化に対応し、かつ、地域の特性を生かした自立したまちづくりを進めていくために重要なのが「市民と協働するまちづくり」であると考えています。

市民と協働するまちづくりとは、地域の課題を地域の財産である市民、団体、企業、そして行政がともに考え、協力しながら解決し

ていく取り組みであり、釧路市のまちづくりの基本であると考えています。

「釧路市動物園にキリンを贈ろう」という小さな願いが発端となり、大きな成果につながった「チャイルズエンジェル」の活動は記憶に新しいのではないのでしょうか。

私は、このような自分の街を愛する団体の皆さんの熱い思いやその取り組みに賛同・協力した市民力こそが、市民協働のまちづくりの原動力であると考えております。

今後、この市民力をさらに広げながら、まちづくりを進めていきましょう。

釧路市長 蝦名大也